

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により全額給付されます。

基本的に、自己負担はありません。

※ ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等によって、保険給付金が事業所に支払われない場合があります。

- ① その場合は一旦、介護保険適用外の場合の料金を頂きます。
- ② その際、サービス提供証明書を発行いたします。
- ③ 後日、サービス提供証明書を区役所の窓口に出すと、全額払戻しを受けることができます。

(2) 交通費・その他費用

- ① 当社規定地域内の訪問は無料です。
- ② 当社規定外地域へ訪問する場合は、交通費の実費がかかります。
- ③ 記録等の複写物の交付をご依頼の場合は、そのコピー代の実費を頂きます。

(3) 解約料

料金はかかりません。(いつでも解約することができます。)

(4) お支払方法

もし、料金の支払いが発生した場合には、月ごとに清算します。

毎月10日前後に前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。

お支払方法は、現金集金とさせていただきます。

(4) 利用料の一覧

もし、料金の支払いが発生した場合は、次ページよりの料金表を参考にして下さい。

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント利用者の死亡によりサービスに至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等業務を行い、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては基本報酬の算定をさせていただきます。

※指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者、または1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者の場合上記の金額の95/100となります。(同一建物減算)

※感染症若しくは災害のいずれか、又は両方の業務継続計画が策定していない場合は上記の金額の99/100となります。(業務継続計画未策定減算: 令和7年4月より)

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合上記の金額の99/100となります。(高齢者虐待防止措置未実施減算)

居宅介護支援 料金表

(令和8年6月1日よりの介護保険法準拠)

【基本料金】 居宅介護支援(Ⅰ)

居宅介護支援費(Ⅰ)	単位	基本料金(45件未満)
要介護1・要介護2	1086	12,380円/月
要介護3～要介護5	1411	16,085円/月
居宅介護支援費(Ⅱ)		基本料金(45件以上～60件未満)
要介護1・要介護2	544	6,201円/月
要介護3～要介護5	704	8,025円/月
居宅介護支援費(Ⅲ)		基本料金(60件以上)
要介護1・要介護2	326	3,716円/月
要介護3～要介護5	422	4,810円/月

居宅介護支援(Ⅱ) ※ケアプランデーター連携システム活用かつ事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費(Ⅰ)	単位	基本料金(50件未満)
要介護1・要介護2	1086	12,380円/月
要介護3～要介護5	1411	16,085円/月
居宅介護支援費(Ⅱ)		基本料金(50以上～60未満)
要介護1・要介護2	527	6,007円/月
要介護3～要介護5	683	7,786円/月
居宅介護支援費(Ⅲ)		基本料金(60件以上)
要介護1・要介護2	316	3,602円/月
要介護3～要介護5	410	4,674円/月

【加算】 特別な条件や働きがあった場合、基本料金に加算される金額です。

加算	単位	加算額(1件あたり)
特定事業所加算(Ⅰ)	519	5,916円
特定事業所加算(Ⅱ)	421	4,799円
特定事業所加算(Ⅲ)	323	3,682円
特定事業所加算(A)	114	1,299円
初回加算	300	3,420円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2,280円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	5,130円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	8,550円
退院・退所加算(Ⅲ)	900	10,260円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,280円
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,560円
通院時情報連携加算	50	570円
特定事業所医療介護連携加算	125	1,425円
介護職員等処遇改善加算	1月の算定単位数合計×2.1%	

【加算要件内容(抜粋)】 特別な条件や働きがあった場合、基本料金に加算される金額です。

特定事業所加算 (条件を満たした居宅介護支援事業所が作成した場合)

加算	条件
特定事業所加算(Ⅰ)	①③⑤～⑮
特定事業所加算(Ⅱ)	②③⑤⑥⑧～⑮
特定事業所加算(Ⅲ)	②④⑤⑥⑧～⑮
特定事業所加算(A)	②⑤⑥⑧～⑰
※ 特定事業所加算の条件 ① 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ③ 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務し又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ④ 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。 ⑤ 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ⑥ 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑦ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が4割以上であること。 ⑧ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑨ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。 ⑩ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑪ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑫ 介護支援専門員一人当たりの受け持ち件数が45名未満であること。(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満) ⑬ 介護支援員実務研修における項目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力体制を確保していること。 ⑭ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と協働の事例検討会・研究会等を実施していること。 ⑮ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること。 ⑯ 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員1名以上配置していること。 ⑰ 携帯電話等での転送による対応等も可能であるが連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、秘密保持に関する基準の遵守と共に、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い同意を得ること。 ※⑥⑧⑬⑭については他の事業所間連携により体制確保、対応などを行う。	

加算	条件	加算額(1件あたり)
初回加算	初回到居宅サービス計画書を策定した場合及び要介護状態の区分が2段階以上の変更認定を受けた場合。	3,420円
入院時 情報連携加算(Ⅰ)	入院日に病院・診療所に必要な情報を提供した場合。(月/1回限度とする)※入院以前の情報提供を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。	2,850円
入院時 情報連携加算(Ⅱ)	入院日翌日又は翌々日に病院・診療所に必要な情報を提供した場合。※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む。	2,280円
退院・退所加算	退院・退所にあたり、職員と面談して、必要な情報を求め、サービス計画の作成、利用調整を行った場合。(初回加算と同時に算定不可)	
(Ⅰ)イ	退院・退所にあたり、職員から必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受けていること	5,130円
(Ⅰ)ロ	退院・退所にあたり、職員から必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,840円
(Ⅱ)イ	退院・退所にあたり、職員から必要な情報提供をカンファレンスにより2回受けていること	6,840円
(Ⅱ)ロ	退院・退所にあたり、職員から必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	8,550円
(Ⅲ)	退院・退所にあたり、職員から必要な情報提供を3回受けており、うち1回はカンファレンスによること	10,260円
ターミナルケアマネジメント 加算	医師が一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断された(終末期)ご利用者(在宅訪問後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)が対象。24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備。ご利用者またはその家族の意向を把握、同意を得た上で死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、ご利用者への支援を実施。訪問により把握したご利用者の心身の状況などの情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所への提供した場合。	4,560円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院・診療所の求めで、職員とともに利用者の居宅を訪問、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1ヶ月に2回を限度に算定可能。	2,280円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い当該情報を踏まえて居宅介護支援を行った場合。	570円
特定事業所医療介護 連携加算	特定事業所Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得し退院・退所加算の算定に医療機関等と連携を年間35回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定していること。	1,425円
介護職員等処遇改善加算	・処遇改善計画書を提出 ・賃金改定を実施 ・研修・キャリアパス整備 ・職場環境改善 などの要件を満たしていること。	1月の算定単位数合計×2.1%

【減算要件内容(抜粋)】 必要な基準や条件を満たしていない場合、減算される金額です。

減算	条件	減算額(1件あたり)
特定事業所 集中減算	過去6ヶ月間において、正当な理由なく特定の事業所の割合が80%以上だった場合。	-2,280円
運営基準減算 (1ヶ月以上)	①～⑤に該当した場合。	基本×50%
運営基準減算 (2ヶ月以上)	①～④が2ヶ月以上継続している場合。	基本×0%
① サービス担当者会議の開催をおこなっていない場合。 (ケアプラン新規作成、要介護更新、要介護区分の変更認定時等) ② 居宅サービス計画書の同意を得て、ご利用者及び担当者に交付していない場合。 ③ ご利用者宅を訪問し、ご利用者に面接を行っていない場合。 ④ モニタリングの記録を一か月以上行っていない場合。 ⑤ ご利用者やその家族に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能なことや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行わなかった場合。		